ロ　割引率

保険期間の開始の際における船齢	割引率
満一年未満	十五％
満一年以上満三年未満	五％
満三年以上満五年未満	四％
満五年以上満七年未満	三％

(2)　無事故による割引率

イ　開始日の属する漁期間の直近の一漁期間において漁船積荷保険に付されている漁船であって、当該一漁期間に事故が生じなかったもの（ロからホまでに掲げるものを除く。）　割引率十％

ロ　開始日の属する漁期間の直近の二漁期間において漁船積荷保険に付されている漁船であって、当該二漁期間に事故が生じなかったもの（ハからホまでに掲げるものを除く。）　割引率十五％

ハ　開始日の属する漁期間の直近の三漁期間において漁船積荷保険に付されている漁船であって、当該三漁期間に事故が生じなかったもの（ニ及びホに掲げるものを除く。）　割引率二十％

ニ　開始日の属する漁期間の直近の四漁期間において漁船積荷保険に付されている漁船であって、当該四漁期間に事故が生じなかったもの（ホに掲げるものを除く。）　割引率二十五％

ホ　開始日の属する漁期間の直近の五漁期間において漁船積荷保険に付されている漁船であって、当該五漁期間に事故が生じなかったもの　割引率三十％

3　前二項の規定による計算において、小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨て、計算の結果得られる率に小数点以下二位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てた率をもって、純保険料率とする。

三　保険期間を一航海に要する期間を基準として定めるもの

漁業の種類	全損及び救助費を填補の対象とする場合			全損、分損及び救助費を填補の対象とする場合		
	総トン数百トン未満	総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数二百トン以上	総トン数百トン未満	総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数二百トン以上
まぐろはえ縄漁業	○・○六％	○・○七％	○・○五％	○・一○％	○・○九％	○・○七％
いか釣り漁業	○・○八％	○・○六％	○・○三％	○・一二％	○・一○％	○・○七％
沖合等漁業（北太平洋の海域において底はえ縄又はさし網を使用する漁業（流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業を除く。）及び漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第三号に掲げる遠洋底びき網漁業に限る。以下この号において同じ。）	○・一二％	○・一○％	○・○六％	○・一八％	○・一五％	○・一○％

注1　冷凍機故障特約がある場合の純保険料率は、この表の全損、分損及び救助費を填補の対象とする場合の率に次の表の上欄に掲げる漁業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を加えて得た率とする。

漁業の種類	率
まぐろはえ縄漁業	○・○六％
いか釣り漁業	○・○五％
沖合等漁業	○・○四％

2　保険の目的たる漁船積荷を積載する漁船が次に掲げる漁船に該当する場合は、当該漁船に係る漁船積荷保険の純保険料率は、この表の率（前項に規定する場合にあっては、同項の規定により定まる率。以下この項において同じ。）に次に掲げる割増率又は割引率を乗じて得た率を、この表の率に加減して得た率とする。

(1)　割増率

保険期間の開始の際における船齢	割増率
満十七年以上の漁船	十％

(2)　割引率

保険期間の開始の際における船齢	割引率
満一年未満	十五％
満一年以上満三年未満	五％
満三年以上満五年未満	四％
満五年以上満七年未満	三％

3　前二項の計算の結果得られる率に小数点以下二位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てた率をもって、純保険料率とする。

○農林水産省告示第百六十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十六条の三第三項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める率を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年一月三十日

農林水産大臣　山本　有二

一　漁船積荷保険の保険期間を一年とするもの

㈠の表の上欄に掲げる漁業種類に応じて同表の下欄に掲げる率に、㈡の表の上欄に掲げる漁船損害等補償法第百二十六条の四第一項ただし書の特約（以下「特定特約」という。）に係る保険期間に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た率とする。